

国立研究開発法人科学技術振興機構 平成 30 年度 第 2 回契約監視委員会 議事要旨

開催日時：平成 30 年 10 月 24 日(水)14:00～16:11

開催場所：科学技術振興機構 東京本部 10 階 役員会議室

出席者：青山委員長、石正委員、井上委員、奥委員、田中委員、徳永委員、柳澤委員、山口委員

説明者：契約部長、契約調整課長、調達要求部署担当者

オブザーバー：上席フェロー(コンプライアンス担当、監査・法務部長)

事務局：監査・セキュリティ課 課長、課員

- 退任された萩原委員の後任として、田中委員が着任された。
- 契約監視委員会規則第 6 条第 2 項の規定による構成委員の 2 分の 1 以上の出席を得ており、本委員会は成立していることを確認した。

【議事内容】

1. 平成 30 年度第 1 回契約監視委員会議事要旨確認

資料 3 に基づき、前回委員会(平成 30 年 6 月 15 日開催)の議事要旨の確認が行われた。

2. 調達等合理化計画等の公表について

資料 4 に基づき、契約部より報告があった。

前委員会において指摘を受けた点を踏まえ、一部表現を修正して、6 月 29 日に公表した。

3. JST の契約状況について(平成 30 年 4 月～7 月)

資料 5 に基づき、契約部より報告があった。

4. 自己点検結果等について

資料 6 に基づき、契約部より報告があった。なお、主な質疑と応答は以下のとおり。

(委員) 1 者応札・応募について、電子入札システムの導入に関しては、近年、状況は変わっていないという理解でよいか。

(JST) 状況はあまり変わっていない。まだ社会に電子入札が浸透しきっていないとはいえず、時期として

はまだ早いと考えている。

5. 平成 30 年度個別契約案件の点検について

○個別契約案件の点検

資料 7 および資料 8 に基づき、点検候補選定基準により選定された 5 つの個別契約案件についての点検が行われた。それぞれの案件ではとくに問題となる契約はなかった。

主な質疑と応答は、以下のとおり。

点検案件①(1 者応札・応募) 平成 30 年度文献情報データ作成にかかる業務

(委員)総合評価方式での不落随契で100%に近い価格で契約されている。不落とは、価格の面でオーバーしたということか。

(JST)ご指摘のとおり。入札を5回行い、5回とも予定価格をオーバーした。その後、不落随契という形で交渉し、契約締結に至った。

(委員)2年連続1者になっているが、昨年以前も継続して同者(契約相手先)なのか。

(JST)文献情報データの作成に関しては書誌部分と抄録部分があり、平成30年度からこれらを一纏めに纏めた形の契約としているが、平成29年度以前はそれらを分けた発注となっていた。このうち書誌部分の契約は本件の契約相手先が過去から継続的に落札しているが、抄録部分の契約は他者が落札していた。

(委員)説明会に3者集まったが、結局提案書を出したのは同者だけとある。同者が強い点が競合他社にとっての障壁になったのか。

(JST)同者がそれなりのノウハウを有しているのは確かである。仕様書上の工夫に努めてはいるものの、競合他社からは参入困難という判断をされたものと思われる。

(委員)不落随契になった場合、その結果はどのように公表されるのか。

(JST)一定額以上の契約は、不落随契に限らず全てJSTのホームページ上で案件名、契約相手方、契約金額等を公表している。また、本件は政府調達案件のため、官報に落札者の公示をしており、そのなかでも不落の旨が分かる形となっている。

(委員)情報をうまく伝えられると、競合他社の応札が広がるのではないか。

(JST)競合他社になりそうなところに声掛けをしているが難しい。本案件はノウハウや知識が必要な業務になっており、かつ、コスト面でも安価になっているため、競合他社の参入はなかなか難しいのが実情である。

(委員) 本件は総合評価方式だが、1 者応札の場合は最終的に価格で決まってしまうように思われる。

技術的な部分の評価はどのようにしているのか。

(JST) 総合評価をするときに必須項目があり、まずはそれをクリアしなければならない。さらに、加算部分があるが、仮に加算部分がゼロであっても必須項目がクリアされている以上、最低限、業務遂行上問題ないレベルはクリアされていることになる。

(委員) 5 回の入札を行う段階で、2 回目以降、同者は他に応札者がいないということを知っている
ので価格を下げないと思われる。

(JST) 不落になった場合、不落で終わるか、交渉のなかで提示していた金額が予定価格以下におさまって契約できるかの選択肢になる。予定価格を大幅に下回することは可能性としてあまりない。

点検案件②(1 者応札・応募) 日本科学未来館 ドームシアター空調設備の更新工事

(委員) どのように修繕すべきかといった、技術的な検討は前もって行われていたのか。

(JST) 基本設計(条件)を提示し、その後の制作設計は受注者側の役務の一環として行い、それを JS
T がチェックして問題なければ施工に入る手続としている。

(委員) 比較的高額な工事案件であるが、設立の時点で、将来のメンテナンスについて、ある程度想定できなかったのか。

(JST) 設立時 17 年前の環境の設定と現在の設定では大幅に変わっている。とくに、プロジェクターなどは年々精度がよくなっており、設立当時に想定できなかった。そのためそれらに対応可能な空調設備についても想定はできなかった。

点検案件③(競争性のない随意契約) 平成 30 年度「人間型ロボット・ASIMO」の賃貸借

(委員) 他者から調達できないため競争性のない随意契約となっているが、賃借料の価格の妥当性をどのように判断されたか。

(JST) 見積書入手し、料金表の有無、金額の算出根拠を確認した。しかしながら、最新モデルで年間常駐レンタルをしているのは未来館のみであるため料金表はなかった。賃借料の具体的な算出根拠は機密事項であるため開示できないが、維持費等を総合的に算出したものという回答であった。

(委員) 宣伝・広告、広報のメリットがあるので、その分の値引きが可能かもしれない。

(JST) 契約金額より遙かに高額なものと考えている。未来館にだけ特別に出展を続けるのは、非常に

ブランド効果を感じていただいているからといえ、ご指摘のような値引き分も当然のことながら勘案されているのではないかとと思われる。

点検案件④(少額随意契約) 海外輸送業務(日本～ユタ、日本～バレンシア)

(委員)本件は金額を分割して少額随意契約としていないか、2つの契約とした理由はなにか。

(JST)本件はいずれも物品(衛星)を米国と欧州に輸送するものだが、納品時期が異なる。また現地の通関手続や開梱や国内に戻す作業など、輸送に関連する一覧の作業をまとめて委託し、責任をもってそれぞれの国への輸送を行ってもらっていることから、これらは別個の調達であると認識し、それぞれ見積合わせを行っている。

点検案件⑤(少額随意契約)「人と情報のエコシステム」第1回シンポジウムの記事化・拡散(後半)

(委員)この成果物に対する著作権はどちらに帰属するのか。

(JST)シンポジウムの記事に関しては委託先に帰属することになる。ただし、JSTが企画したシンポジウムであり、こちらが問題なく利用できるものとしている。著作権については、仕様書に明記するよう今後留意する。

(委員)1つのシンポジウムの記事化・拡散の業務を分割して調達・契約をしていると思われるが、その理由はなにか。

(JST)初めての業者であったことから、シンポジウムの内容を的確、正確かつ分かりやすく伝えることができるかどうか、試行を兼ねた発注を行い、信頼性や品質を確認したためである。

(委員)見積合わせは難しかったのか。

(JST)競合他社が見つからなかった。全文書き起こしからSNSなどによる拡散まで一括して請け負う業者は見あたらなかった。

6. その他

(1) 委員会の議事録は1ヵ月前後での公開を予定している。

(2) 今年度の委員会の開催は、3回の開催を予定している。次回は2月頃の開催をめどに日程調整を行う。

【配付資料】

資料1 契約監視委員会 委員名簿

- 資料 2 契約監視委員会規則
- 資料 3 議事要旨(平成 30 年度第 1 回契約監視委員会)
- 資料 4-1 平成 29 年度 調達等合理化計画 自己評価結果公表
- 資料 4-2 平成 30 年度 調達等合理化計画公表
- 資料 4-3 平成 29 年度 公益法人に対する契約の点検結果公表
- 資料 5 契約状況について
- 資料 6-1 自己点検結果等について
- 資料 6-2 点検項目表(自主点検・チェック用)
- 資料 7-1 点検候補契約案件一覧(平成 30 年 4~7 月契約、1 者応札・応募)
- 資料 7-2 点検候補契約案件一覧(平成 30 年 4~7 月契約、競争性のない随意契約)
- 資料 7-3 点検候補契約案件一覧(平成 30 年 4~7 月契約、少額随意契約)
- 資料 7-4 個別契約案件一覧(点検案件のみ)
- 資料 8-1 点検案件①(1 者応札・応募)
- 資料 8-2 点検案件②(1 者応札・応募)
- 資料 8-3 点検案件③(競争性のない随意契約)
- 資料 8-4 点検案件④(少額随意契約)
- 資料 8-5 点検案件⑤(少額随意契約)

- 参考 1 点検候補選定基準(1 者応札・応募、競争性のない随意契約)
- 参考 2 点検の視点(少額随意契約)